

生活保護は怖くない

「自助努力援助のための手引き書」をもう読みましたか

二段ベッドの夜間宿所から、生活保護の活用で畳の戸へ

「まだいける、頑張れる」は、もう、あぶない。生死に関わる！

定額給付金とは、なんなのか

釜ヶ崎夜間学校は、これまで、定額給付金の受け取り方について、どうすれば良いかの情報をお伝えしてきました。

それなのに、いまさらながらですが、「定額給付金」とはなんなのでしょう。

定額給付金給付事業を担当している大元は、総務省ですが、「景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うこと」を目的とし、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するもの」と、その目的を説明しています。

当初、生活支援として、定額減税（税金を返す方式）が考えられていましたが、税金を納めていない低所得者にも行き渡るようにするために、給付金方式に変更されました。減税方式では、税金を納める日本在住の外国人も対象に含めて実施が考えられていたので、定額給付金支給対象にも、外国人が含まれる事になりました。

日本列島を、不況が襲ったので、一時滞在の外国人を除いた、日本列島に住むすべての人にお金をばらまいて景気

づけしよう、というのが定額給付金の考え方です。

日本列島に住むすべての人を対象にした事業から、釜ヶ崎で生活する人々が除外されて良いのでしょうか。良いわけはありません。どうすれば、住民票の住所と離れた

ところで生活している人が、除外されないで給付金を受け取ることが出来るかを伝える必要があると考えました。

何人かから、申請書を受け取り、申請できたと聞きました。喜ばしいことです。

しかし、どうしても受け取れそうもない人が残りそうです。それは住民票を職権で削除され、あらたに住民票を設定できる住居が確保できない人です。

どうしようもないことでしょうか。そうではなく、別の方法があるはずです。福祉の相談窓口では、住居のない人が相談に来れば、必要に応じて敷金支給し、住居を安定させて、生活保護をかけることになっているのです。

定額給付金は、政府からの「贈与」であるとされています。「贈与」ですから、与える、与えないという基準・線引きは、政府の勝手という事になります。

しかし、行政施策の実施は、公平・平等の確保が原則です。大阪府が3月6日に国へ提出した要望書でも、「(大阪)市において、定額給付金を受給できない方が存在しており、あまねく給付するという制度の趣旨に反する事態を招くだけでなく、住民間に不公平感をもたらすことにもなる。このことにより、地域社会において、大きな混乱の発生も予想される。」と書かれています。

「大きな混乱の発生」を予想されたり、期待されても困るわけですが、とりあえず、不公平を乗り越える努力を多くの方が釜ヶ崎でしました。

それでも、住民票を職権で削除され、あらたに住民票を設定できる住居が確保できない人が、給付金を受け取ることが出来ず、不公平感を募らせたまま取り残されそうです。「混乱」を求めるべきでしょうか？

定額給付金は、贈与であり恩恵的ですが、生活保護を申請するのは、困窮する者の権利であり、求めに応じるのは国(実施機関)の義務です。生活保護を受けて居所確保し、定額給付金をオマケで受け取りましょう。

差別は許せない！ だから、定額給付金を取る努力はする

しかし、給付金を得たからといって、今の生活が変わるわけではない。では…？！

定額給付金は一回限り→1万2千円あるいは2万円。生活保護は、毎月12万円=努力の甲斐はどこにある？

路上・公園・夜間宿所の生活から畳の上の生活へ！

65歳以上でなければ、あるいは住民票がなければ受けられない、というのはウソです。

生活保護受給者も、失業労働者である事に変わりない。居所確保した上で、個人的努力の求職・集団の仕事よこせの行動を、実のある就労自立プログラムを求めよう。「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。

西成区役所1階で、定額給付金の申請を受付けています。

現金支給希望の人は、郵送でなく、直接、西成区役所へ提出してください。現金支給開始は7月2日以降です。6月中旬以降に申請書を提出するのであれば、給付金を実際に手にする時期は、現金支給の方が早くなるのかも知れません。現金支給の流れについては、右を見てください。

